

初富稻荷神社管理委員会規約

初富稻荷神社

初富稲荷神社管理委員会規約

第1章 総 則

第1条 本会は初富稲荷神社管理委員会と称し事務所を社務所内に置く

第2条 目 的

本会は氏子の敬神崇祖の念を深め稲荷神社の維持発展を計ると共に、健康で豊富明朗社会を作り身心一体の教養を高めることを目的とする。

第3条 氏子の範囲

氏子とは南初富、北初富、富岡、くぬぎ山、北初富第一地区に居住する者を云う。

第4条 委員の選出

氏子総代（委員）は南初富、北初富、富岡、くぬぎ山、北初富第一、5地区の連合自治会の会長の委嘱を受け管理運営に当る。

第2章 行 事

第5条 本会は第2条の目的達成のため次の行事を行なう。

1. 春秋年2回の例祭を行うと共に元旦朝賀並びに七五三等の慶祝節分祭の行事を行なう。
2. 毎月神社境内の清掃並びに14日、晦日にはおこもりをする。
3. その他目的達成に必要な事項を行なう。

第3章 役 員

第1条 本会に下記の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 会 長 1名 | 4. 庶 務 2名 |
| 2. 副会長 2名 | 5. 監 査 2名 |
| 3. 会 計 2名 | |

第7条 役員の仕事は3ヶ年とし再任を妨げない。会長、副会長、会計、庶務、監査の選出は委員の互選とする。補充役員の任期は前任者の残存期間とする。正、副会長は総代として神社庁に登録する。

第8条 役員の仕事

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ありたる時はこれを代行する。
2. 会計は本会の財政事務を掌握し、収支を明らかにする。又監査は本会の経理を監査する。
3. 庶務は会議事項、その他の行事を記録すると共に通常事務の遂行に当る。
4. 委員は会長の招集に応じ出席し各種事項の決定を行ない執行し、管理運営の適正化を図る。

第4章 会 議

第9条 本会の会議は下記とする。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会

定期総会

定期総会は毎年度始め会長が招集して開催し次のことを決議する。

- 1) 役員改選の承認
- 2) 事業報告、決算報告
- 3) 事業計画
- 4) 規約の改正
- 5) その他の必要事項

臨時総会

会長は春秋の例大祭前の準備等又必要に応じ臨時総会を招集することが出来る。

役員会

役員委員会の構成は三役特別委員で構成する。

総会の構成

総会は第4条第6条の役員、委員町内会理事顧問全員で構成する。

議 長

各会議の議長と書記の選出は其の都度構成委員の中より選出する。

第10条 成立・議決

総会又は役員会の成立は、3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数で決する。可否同数の場合は議長の決による。

第11条 大 祭

- 1) 春の例大祭は2月の二の午とし、秋の例大祭は10月25日の日曜日又は25日前の日曜日とし、各自治会代表者が奉仕する。
奉仕の日程は（前奉仕・本祭り奉仕・後奉仕）の3日間とする。
- 2) 奉仕人員

南初富連合自治会	1日5名3日間
北初富連合自治会	1日5名3日間
富岡自治会	1日5名3日間
くぬぎ山連合自治会	1日5名3日間
北初富第一自治会	1日5名3日間
- 3) 春と秋の例大祭には会計当番を輪番にて行う。
- 4) 会計当番は例大祭に関する金銭の出納を管理し、奉納者の受付をすると共に内容と氏名を掲示する。

第5章 会 計

第12条 本会の経費は奉納金、御賽銭、補助金等に依り運営する。

又、自治会は年2回の祭礼時、1世帯当り金15円也をお灯明料として納入する。

第13条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。毎年1回決済は総会に報告し承認を得なければならない。

第6章 褒 章

第14条

1. 役員・委員を永年努め神社に貢献ありたる者、又は連続5年以上務めたる者は役員会議の義を経て総会にて決定し、此れを表彰することが出来る。
2. 表彰は賞状及び記念品を贈呈し此れを表彰する。(記念品代1年千円未満とす)

団体・個人特別表彰

第15条

1. 当社の氏子にて団体又は個人にて崇敬の念高き行為ありたる時、又は当社に対して顕揚する行為ありたる者に対して、役員会議の義を経て表彰することが出来る。
2. 記念品、賞状等に付いては、役員会議の決定による。

第16条 特別役員選任

本会の円滑なる運営と、今後の発展の為必要と認めたる場合は、役員会議の義を経て次の役員を置く事が出来る。

1. 顧問(常任顧問)(相談役)

顧問は総会に出席し、意見発言する事が出来る。選任に付いては、役員会の義を経て総会にて決定する。

2. 常任顧問は役員会議又は総会に出席し意見を発言し其の議決権を得る。

補 足

第17条

1. 本規約は役員総会の議決を経なければ改正出来ない。但し3分の2以上の出席があり、過半数の賛成がある場合は改正する事が出来る。
2. 可否同数の場合は議長の決による。

第18条 御見舞い金並びに弔慰金

1. 本会の役員、委員及びその家族に対して、次のとおり見舞金をおくる。
 - 1) 役員及び委員が2週間以上入院期間を経過した場合、金1万円の見舞金をおくる。
 - 2) 役員及び委員の配偶者が2週間以上入院期間を経過した場合、金5千円の見舞金をおくる。
 - 3) その他に付いては三役会で決める。

2. 本会の役員、委員及びその家族に対して、次のとおり弔慰金をおくる。但し、同居者に限る。
 - 1) 役員及び委員が死亡した場合、金1万円の香典と花輪をおくる。
 - 2) 役員及び委員の配偶者が死亡した場合、金1万円の香典をおくる。
 - 3) 役員及び委員の父母が死亡した場合、金5千円の香典をおくる。
 - 4) その他に付いては三役会で決める。

付 則

本規約は、昭和61年6月7日より施行する。

昭和63年10月2日一部改正。

平成4年5月31日一部改正。

平成14年7月6日一部改正。

平成15年9月20日一部改正。

令和4年7月18日一部改正。